

提案審査（エクセル） 新旧対照表（令和7年2月19日修正）

No.	様式	頁	項目等	旧	新
1	J-2	1	法人税等	—	うち、法人市民税
2	M-1	1	第1.総則/2.本事業の基本理念/(3)食育の推進	食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会等を実施できる施設とする。	食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを、児童生徒等（40名程度/回）や保護者等が年間を通じて見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会（40名程度、年間計3回程度）等を実施できる施設とする。
3	M-1	3	第2.設計業務/1.設計業務における基本的な考え方/(6)防災安全計画の考え方/ウ.災害時の対応	(イ)炊き出し作業（汁物の調理を基本とし、2釜を2回転、1日3回の炊き出しを想定）が行えるよう、照明など最低限必要となる設備等が3日間は稼働できるように電源を確保すること（職員用事務室内の電源を含む。）。なお、災害用発電設備の容量については費用対効果等を踏まえ、整備すること。	(イ)炊き出し作業（防災備蓄倉庫に保管する移動式回転釜を使用し、汁物の調理を基本とし、2釜を2回転（計2,000食程度）、1日3回（計6,000食）の炊き出しを想定）が行えるよう、照明など最低限必要となる設備等が3日間は稼働できるように電源を確保すること（職員用事務室内の電源を含む。）。なお、災害用発電設備の容量については費用対効果等を踏まえ、整備すること。
4	M-1	6	第2.設計業務/2.設計業務対象施設に係る要件/(2)一般エリア/付帯施設/防災備蓄倉庫	—	b.移動式回転釜4釜を設置するとともに、炊き出しスペースを確保すること。
5	M-1	11	第6.運営業務/1.運営業務総則/(7)業務遂行上の留意点/キ.セルフモニタリングの実施	(イ)事業者は、実際に提供するサービスが要求水準書に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。また、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。	(イ)事業者は、実際に提供するサービスが要求水準書等に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。また、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
6	M-1	11	第6.運営業務/1.運営業務総則/(7)業務遂行上の留意点/キ.セルフモニタリングの実施	(イ)事業者は、毎月、本市にモニタリング報告書を提出すること。 モニタリング報告書には、次の内容を記載すること。 ・モニタリングの実施状況 ・モニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等 ・要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等 ・要求水準未達が発生した場合の改善方策	(イ)事業者は、毎月、本市にセルフモニタリング報告書を提出すること。 セルフモニタリング報告書には、次の内容を記載すること。 ・セルフモニタリングの実施状況 ・セルフモニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等 ・要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等 ・要求水準未達が発生した場合の改善方策
7	M-1	11	第6.運営業務/1.運営業務総則/(7)業務遂行上の留意点/キ.セルフモニタリングの実施	—	(オ)事業者は、セルフモニタリング報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。 ・要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化（項目化）すること。 ・全ての項目について一項目ごとに整合性（合致しているか否か）の判断結果を記載すること。

提案審査（エクセル） 新旧対照表（令和7年2月19日修正）

No.	様式	頁	項目等	旧	新
					<ul style="list-style-type: none"> ・全ての項目について一項目ごとに整合性の判断の根拠が確認できる書類（図面等を含む）の名称、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容、実践内容等を記入すること。